

建築審査会の機能強化に向けた
法制度上の対応に関する

建 議 書

平成 21 年 10 月

全国建築審査会協議会

国土交通大臣 様

建築審査会の機能強化に向けた法制度上の対応に関する建議

全国建築審査会協議会では、平成 18 年度に実施いたしました「建築審査会の運営状況等についてのアンケート」をもとに、同年栃木県で開催した第 53 回全国建築審査会長会議で「全国建築審査会協議会の 5 つの行動指針」を決定いたしました。さらに、これまでの会長会議での議論や、平成 19 年に実施いたしました「建築審査会のあり方に関するアンケート」等から、「建築審査会制度の課題と改革の方向性」について検討し、平成 20 年 2 月の「建築審査会制度運用に関する研究会」において建議等の政策課題につなげるべく意見をとりまとめました。

これらを踏まえて、平成 20 年 10 月に北海道札幌市で開催した第 55 回全国建築審査会長会議記念シンポジウムで議論を深め、会長会議におきまして建議・提言の策定方針を決議し、さらに建議・提言の策定に向けて、「調査研究・政策提言委員会」、「建議・提言起草委員会」を設置し、検討を進めてまいりました。

このたび、平成 21 年 10 月 27 日、山口県下関市におきまして、第 56 回全国建築審査会長会議を開催し、全国建築審査会会長等約 400 名が出席のうえ、建築行政に関する諸事項を審議の結果、次のとおり建議することを決議いたしましたので、建築審査会のさらなる機能強化に向けて、国土交通省はじめ政府においては、次の諸点について、特段の配慮を払われるよう強く要望し、ここに建議いたします。

【建議】

1. 再審査請求制度の廃止

建築審査会は、審査請求に対して公平中立な立場で裁決機能を果たし、より適確な第三者的判断機能を発揮する建築行政の根幹的機関として機能してきた。

再審査請求制度については、建築行政が自治事務となった今日、国では個別案件に係る地域での実態把握が難しいこと、都市計画法の開発許可制度では平成 12 (2000) 年に既に再審査請求制度が廃止されていること、行政訴訟の道もあること等を鑑みて、地方における主体的な判断に任せられるべきであり、地方分権を尊重し、廃止の方向で検討すべきである。

2. 指定確認検査機関の資料提出義務等

建築審査会が裁決のための審理を迅速かつ適確に行うためには、当事者の弁論のみならず、必要に応じて職権により資料等の提出を求める場合もある。

しかし、処分庁等に対する資料等の提出要求は行政不服審査法に規定されているが、実情として、建築主事からは資料提出されているのに対し、指定確認検査機関からの資料提出が十分にされない事例が生じている。

こうした問題を解決し、指定確認検査機関から建築審査会への資料提出が円滑に行われるようにするために、建築審査会が審理に必要とし、求めた資料を指定確認検査機関が提出する場合は、秘密保持義務違反にならないことを国が明らかにすべきである。

併せて、資料等を審査請求人等の閲覧に供した時にも秘密保持義務違反にならないよう、国において指定確認検査機関の秘密保持義務の範囲を整理することが求められる。

平成21年10月27日

全国建築審査会協議会会長

京都市建築審査会会長 巽 和夫

全国建築審査会協議会世話人

北海道建築審査会会長 大垣直明

岩手県建築審査会会長 渡辺敏男

栃木県建築審査会会長 加藤嘉久

東京都建築審査会会長 立石 真

新潟県建築審査会会長 阿部晃久

愛知県建築審査会会長 堀越哲美

奈良県建築審査会会長 伊藤忠通

山口県建築審査会会長 塩満久雄

香川県建築審査会会長 松島 学

福岡県建築審査会会長 渡辺 昇